

第2次枚方市一般廃棄物処理基本計画の 策定について

(答申案)

目 次

第1部 総論

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の進捗管理	3

第2部 ごみ編(ごみ処理基本計画)

1. 計画の基本的事項	4
(1)計画策定の背景	4
2. ごみ処理の現状と課題	5
(1)ごみ処理の体制	5
(2)ごみ処理の実績	7
(3)これまでの取り組みと課題	12
3. ごみ量の将来推計と計画目標	17
(1)ごみ量の将来推計	17
(2)計画の目標	18
4. 基本理念・基本方針と目標達成に向けた施策等	19
(1)基本理念	19
(2)基本方針	19
(3)具体的な施策	20
(4)ごみの適正な処理等に関する基本的事項	25
(5)広域連携の推進	27

第3部 食品ロス編(食品ロス削減推進計画)

1. 計画の基本的事項	28
(1)計画策定の背景	28
(2)食品ロスをめぐる現状と課題	29
2. 食品ロス削減推進計画の目標設定	31
(1)本市における計画目標設定の基本的な考え方	31
(2)家庭系・事業系食品ロスの発生量の目標	31
(3)本市における食品ロス削減に取り組む市民の割合の目標	32
3. 基本方針と目標達成に向けた施策等	33
(1)基本方針	33
(2)具体的な施策	34

第4部 生活排水編(生活排水処理基本計画)

1. 計画の基本的事項	38
(1)計画策定の背景	38
(2)生活排水処理の概要と処理主体	38
(3)生活排水処理の現状	39
(4)生活排水処理の課題	42
2. 生活排水処理の基本方針と目標	43
(1)基本方針	43
(2)計画の目標	44
3. 目標達成に向けた施策等	45
(1)基本計画の実現に向けた施策	45

第1部 総論

1. 計画策定の趣旨

本市では、令和4年3月に「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成28年3月策定)」と「第2次生活排水処理基本計画(平成24年12月策定)」を一本化する形で「枚方市一般廃棄物処理基本計画」として改定しました。

この基本計画に基づき、循環型社会の実現に向けて、市民・事業者と連携・協力しながら、ごみの発生抑制を最優先に様々なごみの減量・リサイクルの取り組みや生活排水の適正処理の推進に向けた取り組みを実施しています。

近年、国においては「プラスチック資源循環戦略」の策定(令和元年5月)や「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行(令和元年10月)、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行(令和4年4月)、「第五次循環型社会形成推進基本計画」の策定(令和6年8月)など、循環型社会の実現に向けて循環経済への移行や持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する取り組みを強化しています。また、循環経済への移行は廃棄物の発生抑制等により気候変動を解決する重要な取り組みであり、2050年のゼロカーボンシティの実現に向けて、廃棄物処理システム全体や資源循環の取り組みを通じた温室効果ガスの削減も求められています。

こうした社会情勢の変化等を踏まえながら、更なるごみの発生抑制や資源循環の推進、生活排水の適正処理に向けて、新たに食品ロス削減推進計画を盛り込んだ「第2次枚方市一般廃棄物処理基本計画」の策定を行うものです。

2. 計画の位置付け

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、長期的視点に立った一般廃棄物処理に係る基本的事項や廃棄物の排出抑制から最終処分までの適正な処理を進めるために必要な事項を定めるものであり、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく食品ロス削減推進計画としても位置付けます。

また、本計画は、本市の一般廃棄物処理における最上位計①であり、本市の「総合計画」や「環境基本計画」、「食育推進計画」、「下水道整備基本計画」などと整合を図るとともに、ごみ処理や生活排水処理に関する基本的な事項を具体化させるための方向性を示すものです。

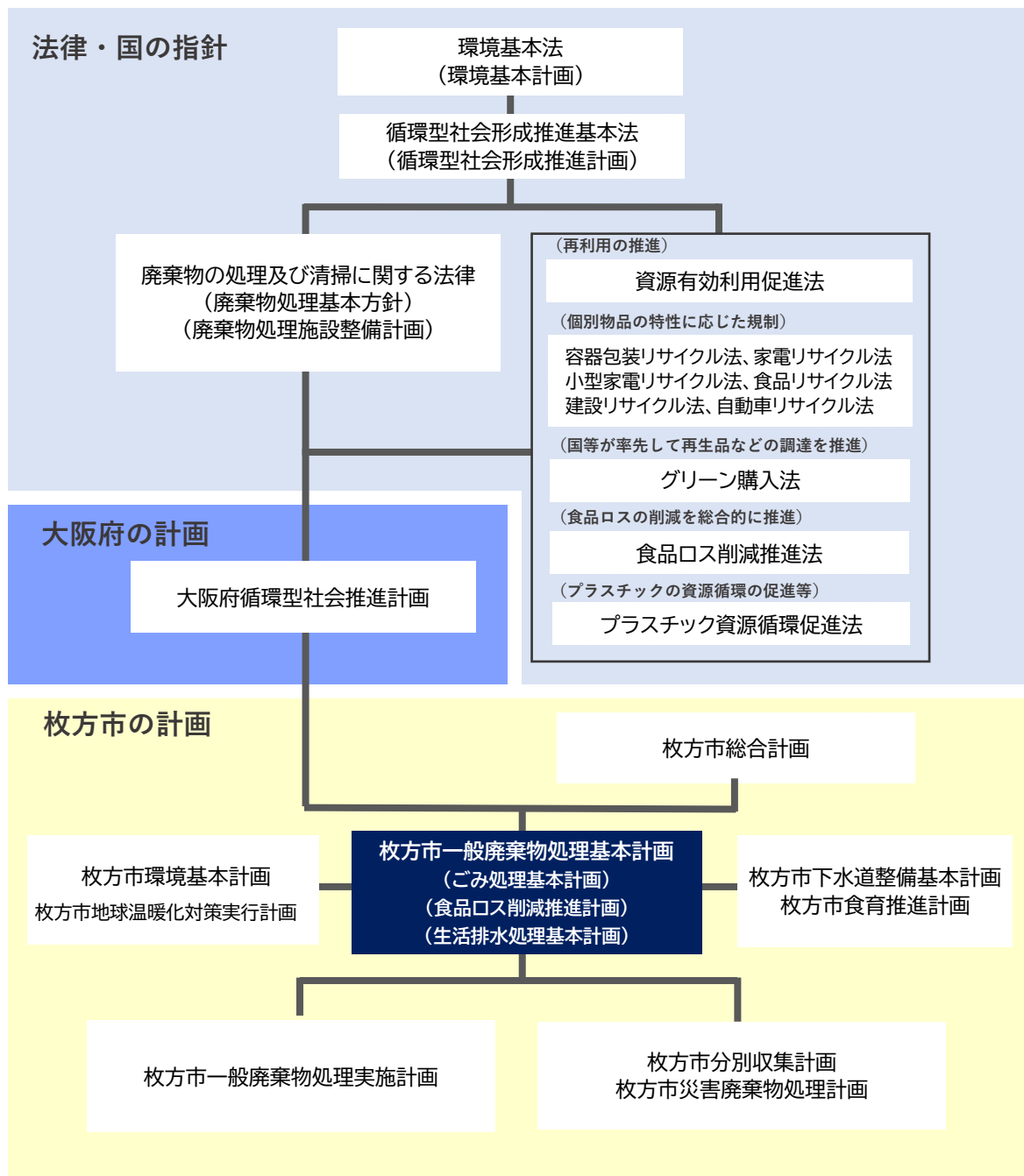


図 計画の位置付け

3. 計画の期間

本計画の計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間とします。令和12年度を中間目標年度とし、見直しを行います。

なお、計画の前提となる諸条件に大きな変化があった場合は適宜見直しを行うものとします。

年度	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)
計画期間										
					▲ 中間目標年度					▲ 最終目標年度

4. 計画の進捗管理

計画の進行管理においては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）のPDCA サイクルの考え方に基づき、毎年目標値や施策の進捗状況を適切に点検し、継続的に改善を図っていくとともに、概ね5年で評価・見直しを行います。

また、計画の進捗状況を枚方市廃棄物減量等推進審議会に適宜報告し、その審議内容等を踏まえ、毎年度策定する「枚方市一般廃棄物処理実施計画」の施策等に反映させるなど、本計画の着実な推進を図ります。

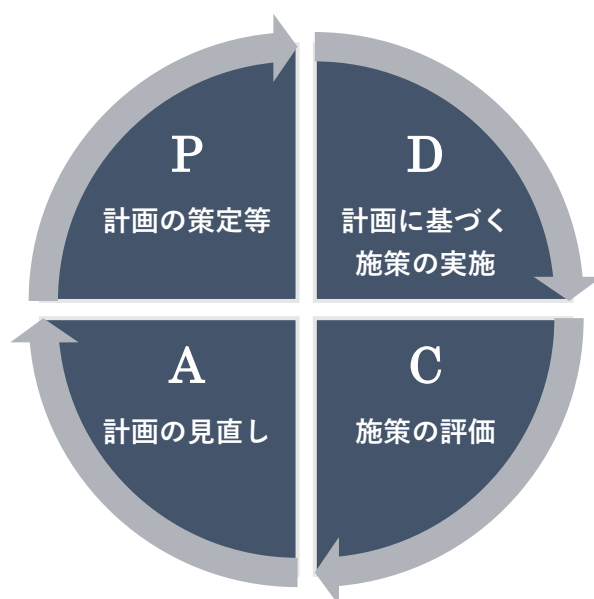


図 進行管理(PDCAサイクル)の概念図

第2部 ごみ編(ごみ処理基本計画)

1. 計画の基本的事項

(1) 計画策定の背景

本市では、循環型社会の構築に向けて、市民・事業者と連携・協力しながら、様々なごみの減量・リサイクルの取り組みを進めてきました。その結果もあり、近年、本市のごみの排出量や焼却量は減少傾向にあります。

しかしながら、国際的なプラスチックごみによる海洋汚染問題や、気候変動への対応として、さらなるごみの減量が求められています。

このような状況の中、国は、環境基本計画、循環型社会形成推進基本計画の見直しや、プラスチックごみなどの諸課題に対する法令等の整備し、これらの中で、地方公共団体には、中核的な役割を果たすことが求められています。

こうした国内外の動向を踏まえ、循環型社会の形成に向けた取り組みを一層強化するため、ごみ処理基本計画を策定します。

2.ごみ処理の現状と課題

(1)ごみ処理の体制

1) ごみ処理の流れ

本市では、家庭から発生するごみを「一般ごみ」、「ペットボトル・プラスチック製容器包装」、「粗大ごみ」、「空き缶、びん・ガラス類」、「古紙」に区分して収集しています。粗大ごみは市民持込みを受け付けており、「水銀使用製品廃棄物」、「使用済小型家電」は拠点回収をおこなっています。また、事業系ごみは許可業者による直接搬入により受け付けています。それぞれのごみの処理の流れは下図のとおりです。

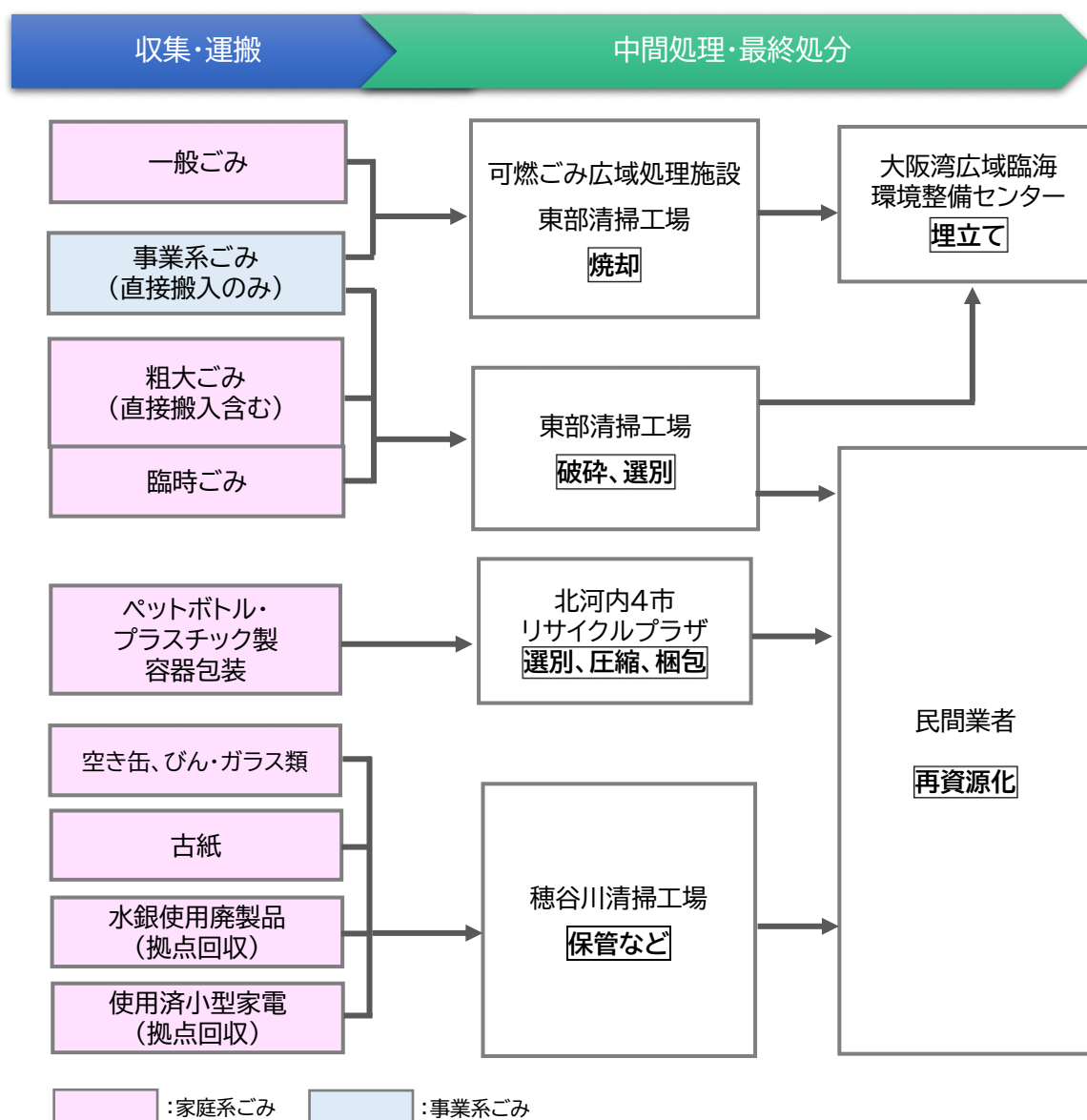


図 ごみ処理システムの概要

2) 収集運搬体制

本市における家庭系ごみの分別区分ごとの収集運搬体制は表のとおりです。事業系ごみについては、排出事業者が一般廃棄物収集運搬許可業者に委託を行っています。

表 家庭系ごみの分別区分と収集運搬の状況

分別区分		収集方式	収集頻度	収集体制
一般ごみ		ステーション	週2回	市または民間業者
空き缶、びん・ガラス類			月2回	
古紙			月2回	
ペットボトル・プラスチック製容器包装			週1回	
粗大ごみ など	粗ごみ	戸別収集または 直接搬入	月1回 (1世帯)	
	大型ごみ			
	臨時ごみ		随時	
	動物の死体			
使用済小型家電		拠点回収または ピックアップ回収	随時	
水銀使用廃製品		拠点回収	随時	

3) 処理体制

本市におけるごみの処理体制は表のとおりです。

表 ごみの処理体制

分別区分		処理施設	処理方法
家庭系ごみ	一般ごみ	焼却施設 (可燃ごみ広域処理施設、 東部清掃工場)	焼却
	空き缶、びん・ガラス類	民間施設	選別
	古紙	民間施設	圧縮梱包
	ペットボトル・プラスチック製容器包装	北河内4市 リサイクルプラザ	選別・圧縮梱包
	粗大ごみ など	粗大ごみ処理施設 (東部清掃工場)	破碎・選別
	粗ごみ		
	大型ごみ		
	臨時ごみ		
	動物の死体	焼却施設 (穂谷川清掃工場)	焼却
	使用済小型家電	民間施設	選別
	水銀使用廃製品	民間施設	選別
事業系ごみ	可燃ごみ	焼却施設 (東部清掃工場)	焼却
	粗大ごみ	粗大ごみ処理施設 (東部清掃工場)	破碎・選別

(2)ごみ処理の実績

1) ごみ量の実績

① ごみの排出量

本市の過去10年間のごみの排出量の実績を図に示します。令和6年度の家庭系ごみ量は66,057t、事業系ごみ量は28,836t、再生資源集団回収量は8,873tとなっており、合計量は、年々減少しています。

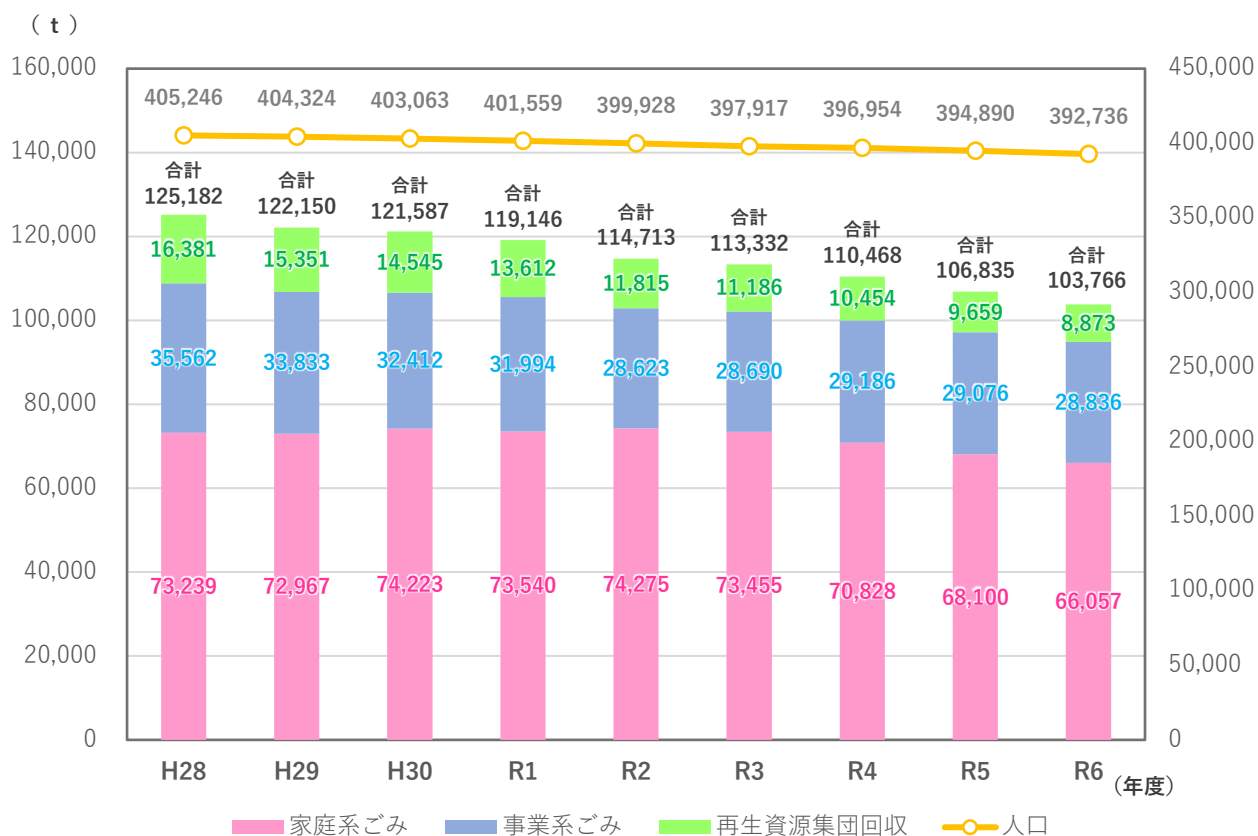


図 種類別排出量及び人口の推移

② 資源化量と資源化率

本市の過去10年間の資源化量(集団回収量を含む。)及び資源化率の推移を図に示します。令和6年度の資源化量は18,168t、資源化率は17.5%となっており、減少傾向にあります。

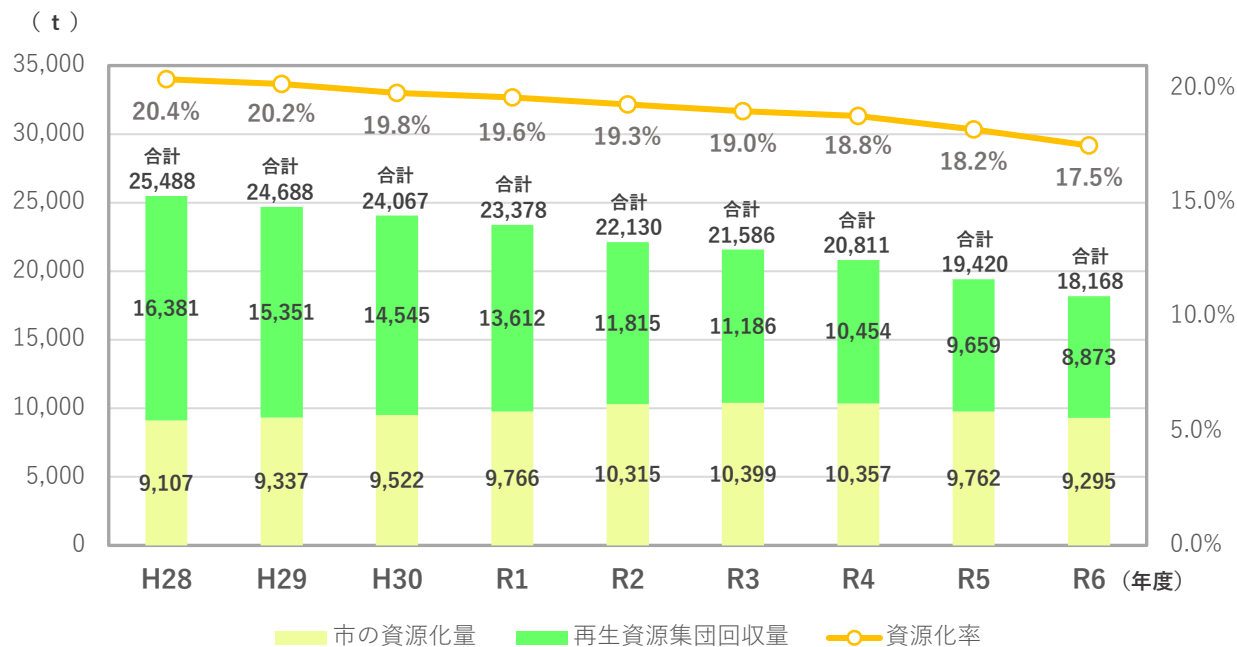


図 資源化量と資源化率の推移

③ ごみの焼却量

本市の過去10年間のごみの焼却量の推移を図に示します。令和6年度のごみの焼却量は84,051tとなっており、減少傾向にあります。

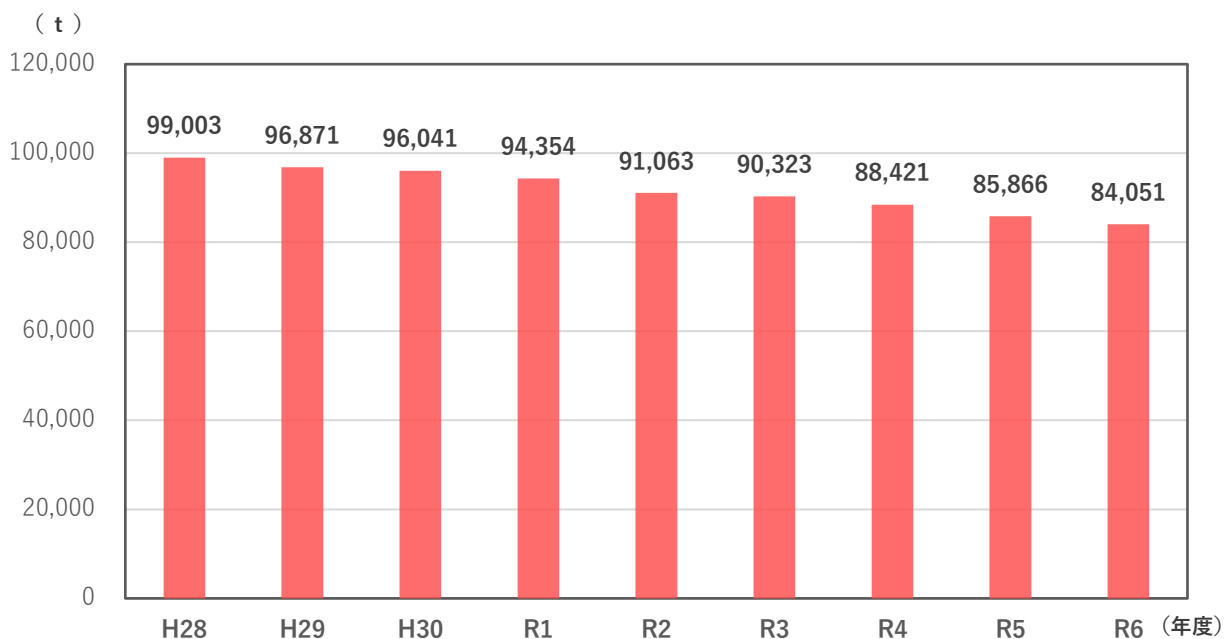


図 ごみの焼却量の推移

④ 最終処分量

本市の過去10年間の最終処分量の推移を図に示します。令和6年度（R6）の最終処分量は9,782tとなっています。

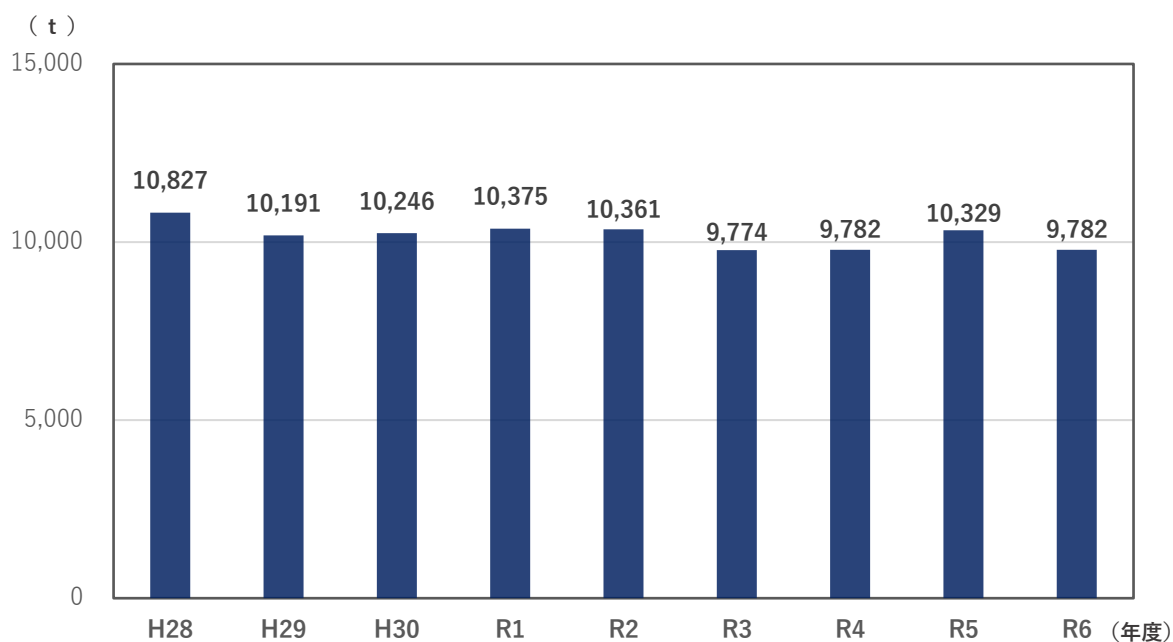


図 最終処分量の推移

⑤ 温室効果ガスの排出量

本市の過去10年間の温室効果ガスの排出量の推移を図に示します。令和6年度（R6）の温室効果ガスの排出量は28,355t-CO₂となっています。

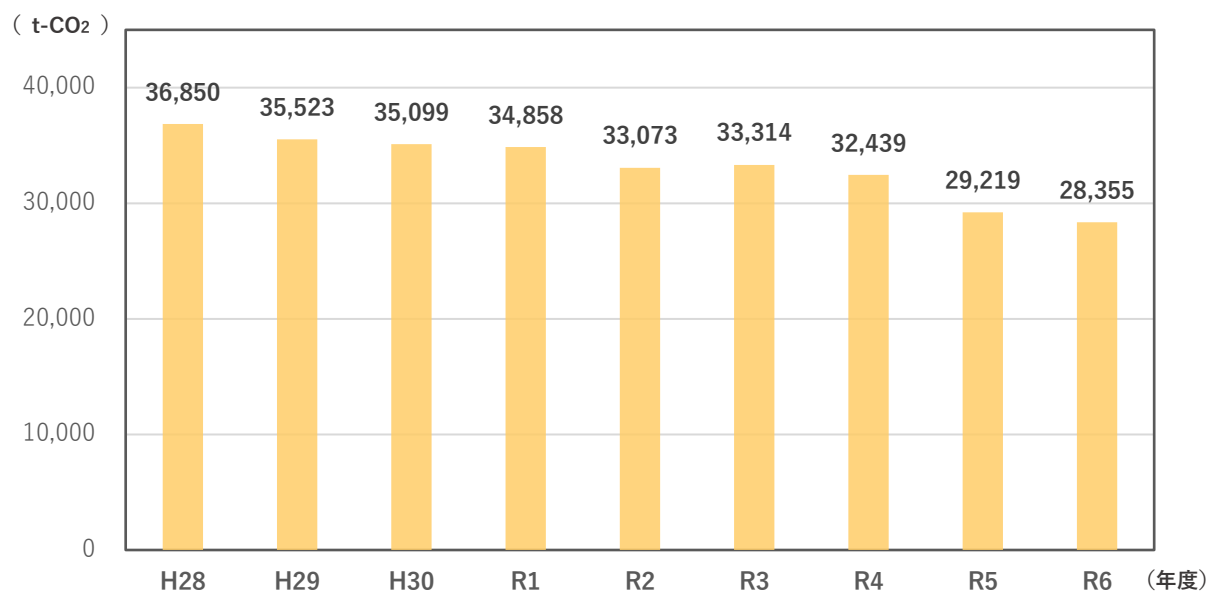


図 温室効果ガスの排出量の推移

2) ごみの組成分析調査の結果

令和7年6月に、本市の家庭系ごみと事業系ごみを対象にごみの組成分析調査を実施しました。調査の結果、家庭系一般ごみの中には、「リサイクルが可能な紙類」が10.0%、「プラスチック製容器包装」が13.1%と分別することでリサイクルが可能なもの(図の緑色箇所)が比較的多く含まれています。事業系可燃ごみの中には「リサイクル可能な紙類」が7.1%含まれており、事業者の古紙リサイクルの徹底により、削減の余地があります。

また、本来食べられるのに捨てられている「未利用食品」(図の黄色箇所)が、家庭系一般ごみの中に13.1%、事業系可燃ごみの中に10.4%含まれています。

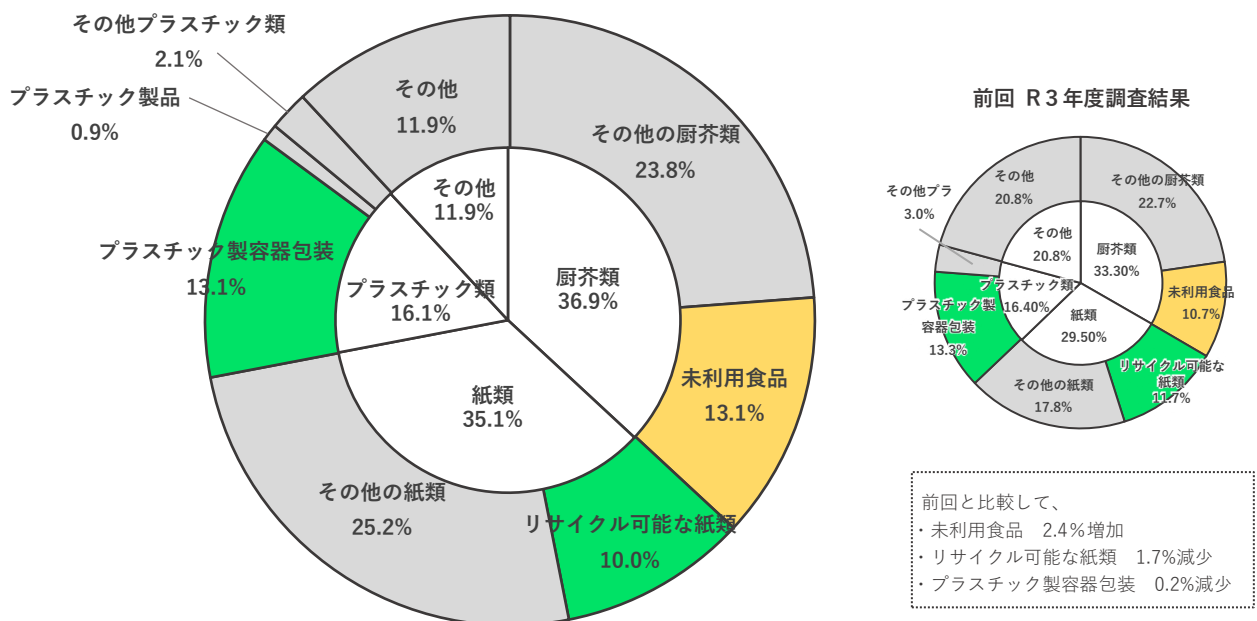


図 家庭系ごみ(一般ごみ)の組成分析調査の結果(重量比)

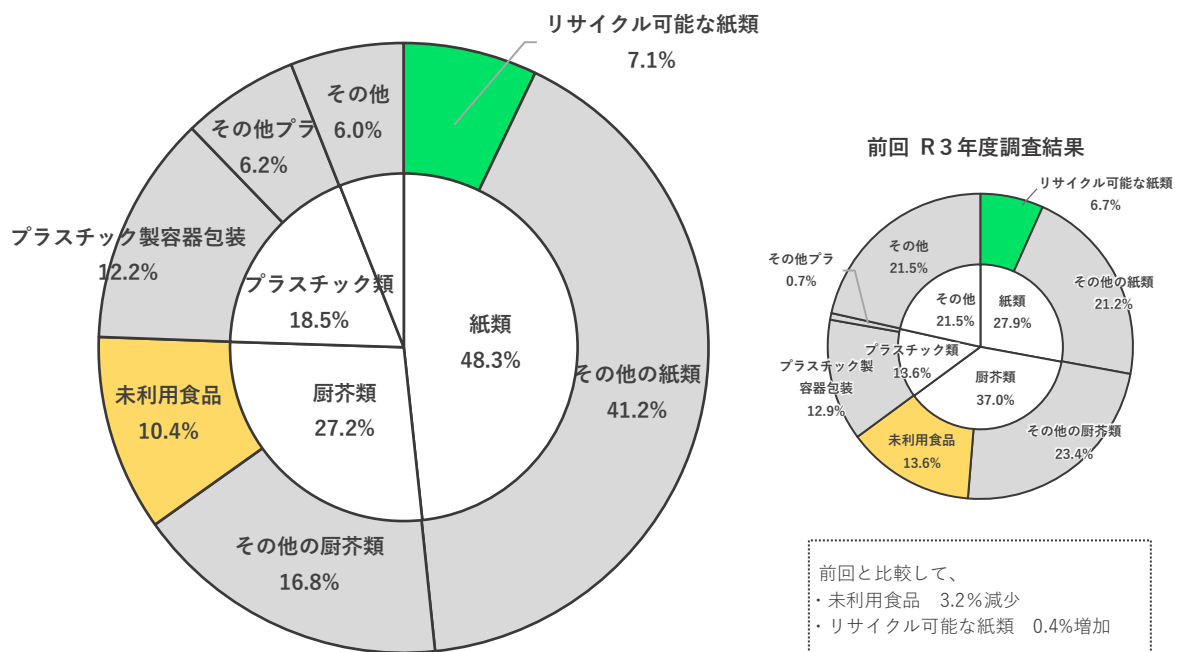


図 事業系ごみ(可燃ごみ)の組成分析調査の結果(重量比)

3) ごみ処理経費

過去5か年におけるごみ処理経費は、次に示すとおりです。

令和6年度のごみ処理経費は6,377,891千円となっていました。

表 ごみ処理経費の推移

区分	単位	R2	R3	R4	R5	R6
人口	人	399,928	397,917	396,954	394,890	392,736
ごみ処理量	t/年	102,897	102,145	100,014	97,176	94,893
ごみ処理経費	千円	5,625,539	5,498,004	6,750,595	6,133,280	6,377,891
収集経費	千円	2,390,988	2,320,406	2,262,764	2,239,628	2,149,259
処分経費	千円	3,079,690	3,011,183	4,149,569	3,428,710	3,589,633
その他経費	千円	154,860	166,416	338,262	464,942	639,212

(億円)

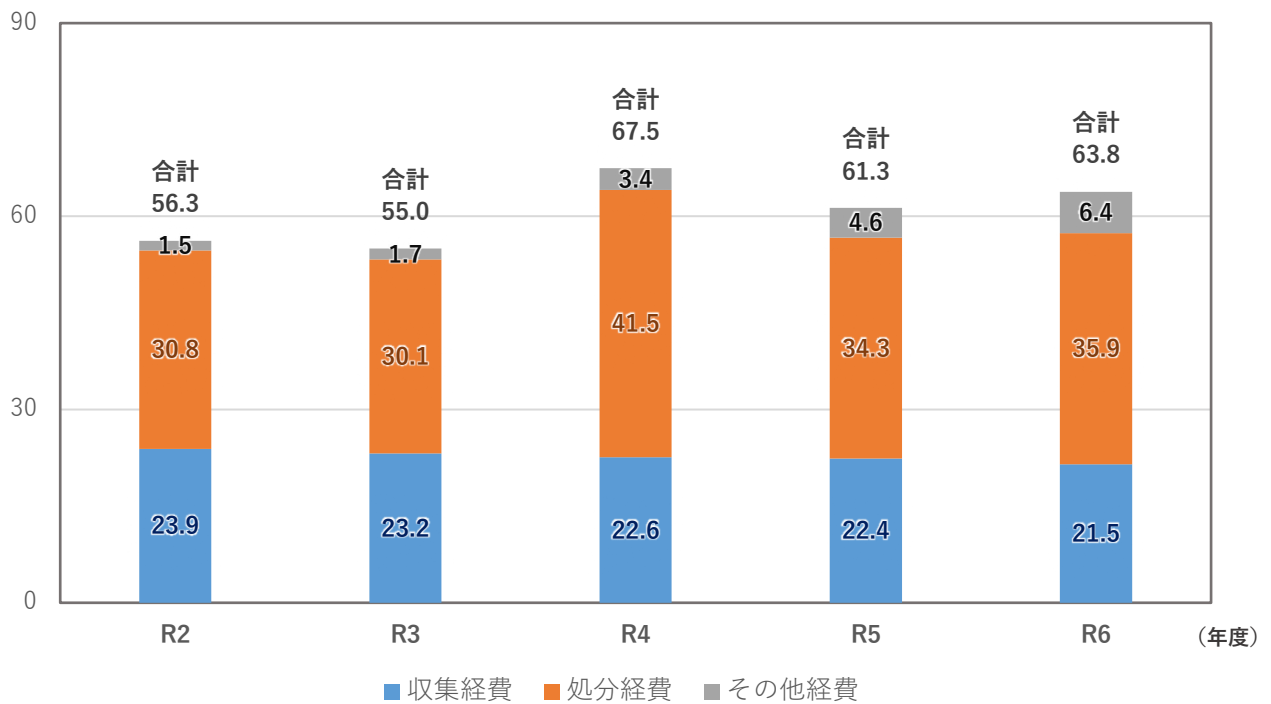


図 ごみ処理経費の推移

(3)これまでの取り組みと課題

1) 前計画の目標の進捗状況

前計画では、令和7年度を最終目標年度とし、「ごみの排出量」、「ごみの資源化率」、「最終処分量」、「温室効果ガスの排出量」、「ごみの焼却量」の5つの項目について目標値を掲げ、様々なごみの減量・リサイクルの取り組みを進めてきました。

ごみの排出量の目標は、令和7年度に112,726t以下とすることで、令和6年度の実績値が103,766tで、すでに令和7年度の目標数値を下回っていることから、目標を達成する見込みです。

ごみの資源化率の目標は、令和7年度に19.4%以上とすることで、令和6年度の実績値が17.5%で、目標数値を下回っており、これまでの傾向からも、目標を達成できない見込みです。

最終処分量の目標は、令和7年度に10,649t以下とすることで、令和6年度の実績値が9,782tで、すでに令和7年度の目標数値を下回っていることから、目標を達成する見込みです。

温室効果ガスの排出量の目標は、令和7年度に30,431t-CO₂ 以上とすることで、令和6年度の実績値が28,355t-CO₂ で、すでに令和7年度の目標数値を下回っていることから、目標を達成する見込みです。

ごみの焼却量の目標は、令和7年度に88,844t以下とすることで、令和6年度の実績値が84,051tで、すでに令和7年度の目標数値を下回っていることから、目標を達成する見込みです。

表 前計画の目標の進捗状況

項 目	実績値					目標値
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
ごみの排出量 [t]	114,713	113,332	110,468	106,835	103,766	112,726 以下
ごみの資源化率 [%]	19.3	19.0	18.8	18.2	17.5	19.4 以上
最終処分量 [t]	10,361	9,774	9,782	10,329	9,782	10,649 以下
温室効果ガスの 排出量 [t-CO ₂]	33,073	33,314	32,439	29,219	28,355	30,431 以下
ごみの焼却量 [t]	91,063	90,323	88,421	85,866	84,051	88,844 以下

※ごみの資源化率は、ペットボトル・プラスチック製容器包装や再生資源集団回収などのごみの資源化量をごみの排出量で除した値の割合

2) 施策の取り組み状況

① 家庭系ごみ対策

- 広報ひらかたや市ホームページ、SNS などを活用したごみの減量・リサイクルや分別に関する情報発信、事業者等と連携した普及・啓発活動を推進しています。
- 穂谷川清掃工場内に開設している「ひらかた夢工房」において、講習会の開催や見学の受入を行うなど、市民ボランティアによる活動を通じた市民への情報発信を実施しています。
- 小学校・中学校・高等学校・幼稚園・保育所(園)における出前授業や清掃工場における工場見学を行うなど、環境教育・環境学習を推進しています。
- 食品ロスの削減を図るため、「食べのこサンデー」運動を推進するとともに、事業者と連携したフードドライブを実施しています。
- 枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例により、本市が収集する資源ごみ等の持ち去り行為を禁止し、パトロール等の持ち去り行為防止対策を実施しています。
- 不要になった陶器類や子ども服、おもちゃ等を回収し、必要とする市民に譲渡するとともに、事業者と連携したリユース事業を実施しています。
- イベント等において生ごみの水切りキャンペーンや生ごみたい肥化講習会を行うとともに、家庭用電動生ごみ処理機購入費等補助金制度を実施しています。
- 市民等が自主的に行う再生資源集団回収に対する報償金の交付や古紙の行政分別回収を実施するなど、古紙のリサイクルを推進しています。
- ごみ出しが困難な市民に対して、ふれあいサポート収集や大型ごみ持ち出しサポート収集を実施しています。

② 事業系ごみ対策

- 事業活動に伴って1月平均2.5t以上の一般廃棄物を排出する多量排出事業者に対して一般廃棄物管理責任者の選任及び事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求めるとともに、立入指導を実施しています。
- 事業系一般廃棄物の減量及び適正処理の手引きやチラシを作成・配布するとともに、収集運搬許可業者と連携し、廃棄物の適正処理を推進しています。
- ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組み、環境にやさしい店づくりを進めると宣言した販売店を「エコショップ」として登録し、自発的な取り組みを促すエコショップ制度を実施しています。
- 事業系ごみ処理手数料の適正化に向けた取り組みを推進しています。
- 学校給食牛乳パックのリサイクルを実施しています。
- 産業廃棄物や他市ごみの搬入を防止するなど、安全で安定した工場の稼働を図るため、工場に搬入されるごみの搬入検査を実施しています。

③ 将来を見据えた拠点の整備と安全で安定的なごみ処理

- 京田辺市や枚方京田辺環境施設組合と連携して可燃ごみ広域処理施設の整備を行いました。
- 北河内4市リサイクル施設組合や大阪湾広域臨海環境整備センターなどの広域連携を実施するとともに、近隣市とごみ処理に係る相互支援協定を締結しています。
- 粗大ごみ処理施設において、家庭から排出される粗大ごみ等を破碎処理後、鉄類・アルミを回収・売却しリサイクルしています。
- 穂谷川清掃工場及び東部清掃工場において、ごみの焼却に伴う余熱を利用した発電を実施し、温室効果ガスの発生抑制とコストの削減に取り組みました。
- 公共場所の一定区間を継続的に清掃するボランティア団体との合意書に基づき、ごみ収集や清掃用具の提供、看板設置、事故保険加入などのサポートを実施しています。
- 不法投棄パトロールを実施するとともに不法投棄防止看板を要望に応じて配布しています。

3) 現状における主な課題

① 家庭系ごみ対策

- ごみの組成分析調査の結果、依然としてプラスチック製容器包装や紙製容器包装などが比較的多く含まれていることから、分別や資源化の促進に向けた取り組みを強化・充実していく必要があります。
- ごみの組成分析調査の結果、生ごみ(厨芥類)が多く占めており、発生抑制の観点から、市民・事業者・行政の連携を強化し、食品ロスの削減に向けた取り組みなどをさらに進めていく必要があります。
- ごみの発生抑制を最優先に市民が日頃から取り組むことができる具体的なメニューを情報提供するなど、継続的に啓発活動を行うとともに、多様なツールを活用した情報発信も進めていく必要があります。
- 小学校・幼稚園・保育所(園)における環境教育を中学校等にも積極的に拡充するなど、より幅広い世代に対する環境教育・環境学習を進めていく必要があります。
- プラスチック資源循環促進法が施行され、新たにプラスチック使用製品廃棄物のリサイクルに取り組むことが求められていることから、実施に向けた検討を進めていく必要があります。
- リチウムイオン電池等の適正排出に向けたさらなる啓発・情報発信等を強化していく必要があります。
- 一般ごみの有料化について、必要性や問題点など具体的に検討を進めていく必要があります。
- リユースをはじめとする徹底した4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)を推進していく必要があります。
- 少子高齢化や多様なライフスタイルの変化に対応した廃棄物収集体制等の充実を図る必要があります。

② 事業系ごみ対策

- ごみの組成分析調査の結果、生ごみ(厨芥類)が多く占めており、食品ロスの削減やリサイクルの促進に向けた取り組みなどをさらに進めていく必要があります。
- ごみの組成分析調査の結果、リサイクル可能な紙類が増加しており、適切に排出できるよう取り組みを促進する必要があります。
- 事業者がごみの減量・リサイクルの取り組みを主体的に取り組めるよう、具体的な情報を提供するとともに、事業者と連携して啓発活動等を進めていく必要があります。
- 大規模事業所以外の事業所におけるごみの減量・リサイクルの取り組みを促進していく必要があります。
- 事業系ごみ処理手数料については、ごみ処理原価に一致したものとなるように引き続き手数料の見直しを検討していく必要があります。
- エコショップ制度の取り組みを検証し、事業者による新たな取り組みを促進する手法を検討していく必要があります。

③ 将来を見据えた拠点の整備と安全で安定的なごみ処理

- 穂谷川清掃工場において地域脱炭素及び循環型社会の実現に寄与する新たな拠点の形成に向けた検討を進めていく必要があります。
- 災害時等において発生する廃棄物に対する対応を具体的に検討し、実効性のある災害廃棄物処理体制を構築していく必要があります。
- 市民サービスのさらなる向上を図るため、DXを活用した効率的な収集運搬体制の構築を進めていく必要があります。

3.ごみ量の将来推計と計画目標

(1)ごみ量の将来推計

1) 人口・ごみ量の将来推計の方法

人口については「枚方市 人口推計調査報告書(令和5年11月)」に基づく人口推計結果を用いました。

ごみ量の将来推計は「ごみ処理基本計画策定指針(平成28年9月改定、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)」に基づき、トレンド法により行いました。

2) ごみ量の将来推計の結果

人口及びごみ量の将来推計の結果は図のとおりです。

今後も、本市の人口は減少すると見込まれることから、ごみ量も同様に減少していくものと考えられます。

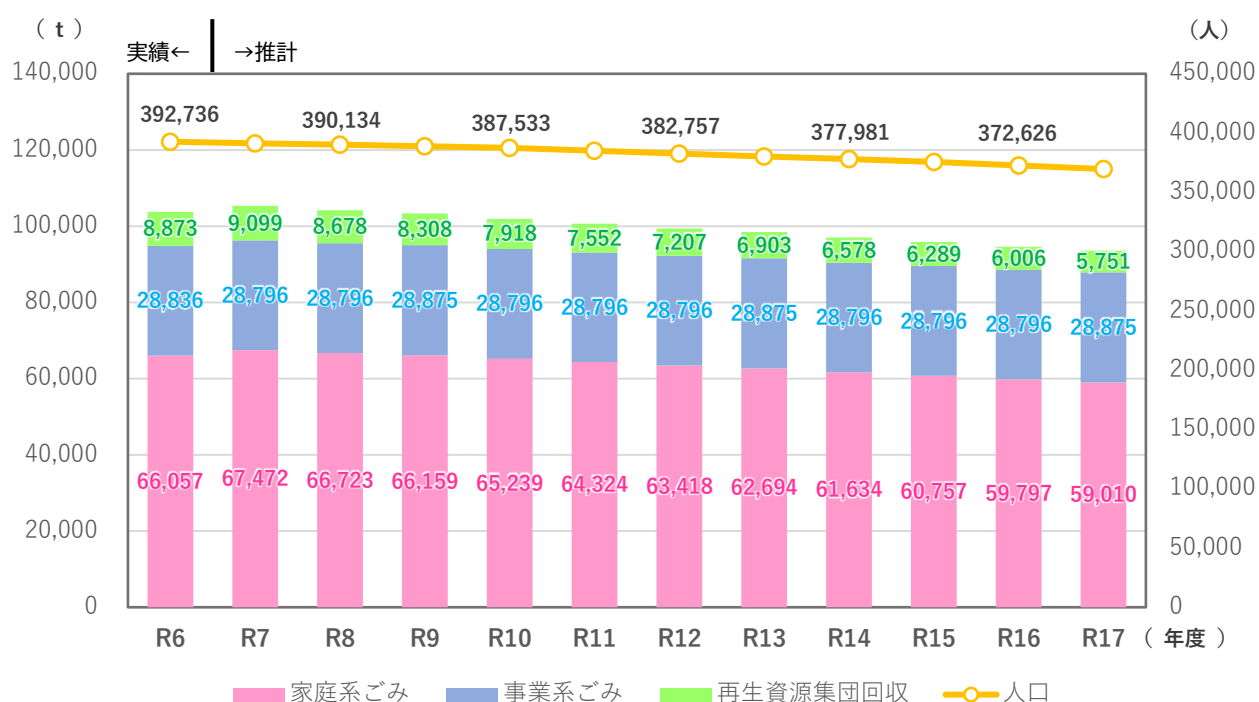


図 ごみ量の将来推計結果

(2)計画の目標

本計画の目標について、表のとおり設定します。

表 本計画の目標

	項 目	令和6年度 (基準年度)	令和12年度 (中間目標年度)	令和17年度 (最終目標年度)
目 標	ごみの焼却量	84,051t	76,191t 基準年度比 9%削減	69,641t 基準年度比 17%削減
個別指標	一人一日あたり のごみの排出量	724g/人・日	686g/人・日 基準年度比 6%削減	655g/人・日 基準年度比 9%削減
	市によるごみ の資源化量	9,295t	10,622t 基準年度比 14%増加	11,728t 基準年度比 26%増加
	最終処分量	9,782t	8,963t 基準年度比 8%削減	8,281t 基準年度比 15%削減
	温室効果ガス の排出量	28,355t-CO ₂	25,895t-CO ₂ 基準年度比 9%削減	23,845t-CO ₂ 基準年度比 16%削減

【目標設定の考え方】

本市では2050年ゼロカーボンシティの実現を目指しており、持続可能な社会の実現に向けてより長期的な視点を持ち、令和32年度(2050年度)にごみの焼却量を5万t以下とすることを目指して、ごみの焼却量を目標項目に設定します。

ごみの焼却量は、今後、本市の人口は減少すると見込まれることから、ごみ量も同様に減少していくことが考えられます。また、ごみの組成分析調査の結果を踏まえ、「ペットボトル・プラスチック製容器包装」や「古紙」などについては資源ごみとしての分別排出を促進することにより、「手付かずの厨芥類」については発生抑制を促進することにより見込まれる将来のごみ量をそれぞれ算出し、計画の目標を設定しています。

4. 基本理念・基本方針と目標達成に向けた施策等

(1) 基本理念

本計画の基本理念を次のとおりとします。

市民・事業者・行政のあらゆる主体が環境に配慮した行動を実践し、共に脱炭素と循環型社会へとつながる持続可能な都市の実現を目指します。

(2) 基本方針

基本理念に基づき、本計画における基本方針を次のとおりとします。

基本方針1 家庭系ごみの徹底した4Rの推進

市民一人ひとりの環境意識の高揚を図るとともに、市民・事業者・行政が連携・協力しながら、可能な限りごみを発生させない取り組み（リフューズ・リデュース・リユース）を最優先に行い、その上でごみの分別の徹底を図りながらリサイクルに取り組み、焼却や埋立を行うごみを最小化します。

あらゆる機会を活用し、4Rに関する情報発信の充実を図るとともに、すべての市民がライフステージに応じて学びながら4Rについて自ら考え行動できるように環境教育・環境学習をさらに拡充するなど、必要とされる情報の提供とその情報の市民への浸透を計画的に進めます。市民への浸透を図るにあたっては、環境省が推進する「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）など、国や大阪府の運動との連携により効果的な取り組みを進めます。

また、4Rを推進するため、民間事業者のノウハウを活かした公民連携による効果的な取り組みを検討するとともに、超高齢社会や市民ニーズ等を踏まえて収集体制の充実に努めます。

基本方針2 事業系ごみの徹底した4Rの推進

事業者が4Rの取り組みを自らの責任と捉え、認識を高めることで主体的に行動ができるように、必要とされる具体的な情報の提供や啓発活動等について計画的な充実・強化を図り、さらなるごみの発生抑制とリサイクルに取り組みます。また、消費者である市民にも4Rに対する理解や協力を求めるなど、市民・事業者・行政が連携して取り組みを進めます。

基本方針3 持続可能な社会の実現に向けた資源循環推進体制の整備

資源循環の拠点や大規模災害への対応、DXを活用した効率的な収集運搬体制の構築など、将来を見据えた安全で安定的な拠点・体制の整備を進めます。

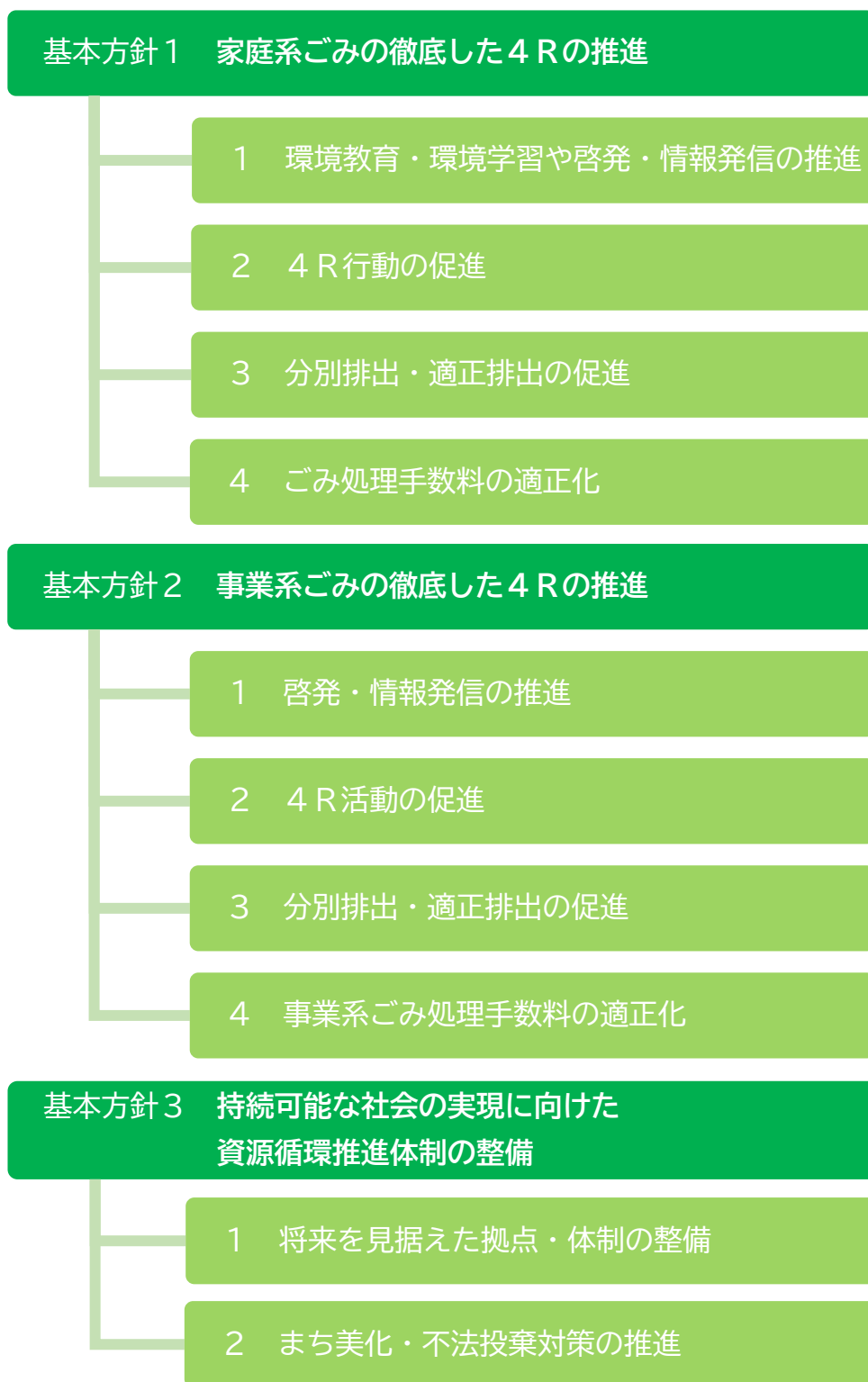
また、本計画においては、SDGsが示す17のゴールのうち、次の5つを主な目標として SDGs達成に向けた取り組みを推進していきます。



(3)具体的な施策

1) 施策の体系

基本方針に基づき、本市の施策を体系的に整理すると以下のとおりです。



補足：食品ロスの削減に関する施策については、第3部 食品ロス編（食品ロス削減推進計画）でお示しします。

2) 目標達成のための施策

基本方針1 家庭系ごみの徹底した4Rの推進

1 環境教育・環境学習や啓発・情報発信の推進

4Rに関する親しみやすいコンテンツを活用した情報発信や学校と連携した環境教育を充実させるとともに、事業者や市内大学等と連携した4R学習の機会の創出を行うなど、市民の行動変容を促す取り組みを進めます。

<主な取り組み>

- 小学校等における4R教育の推進
- 多様なツールを活用した情報発信
- 市民・事業者等と連携した4R学習の機会の創出

2 4R活動の促進

ごみの発生抑制を最優先に取り組みを推進し、事業者と連携したリユース事業の拡充を図ります。また、プラスチック使用製品廃棄物や古紙などのリサイクルの取り組みを強化し、ごみの焼却量の削減を進めます。

<主な取り組み>

- 事業者と連携したリユース事業の充実
- プラスチック使用製品廃棄物リサイクルの実施
- 古紙リサイクルの強化

3 分別排出・適正排出の促進

リチウムイオン電池や危険物・医療廃棄物などの適正排出の周知徹底を強化するとともに、排出ルールのわかりやすい案内や啓発、ごみ出しが困難な市民への対応など、市民の分別排出・適正排出を促進します。

<主な取り組み>

- リチウムイオン電池等の適正排出の強化
- 医療廃棄物等の適正排出の促進
- ふれあい収集や粗大ごみ持ち出しサポート収集の推進

4 ごみ処理手数料の適正化

4Rの推進やごみ処理経費の負担の公平性の観点などから、一般ごみの有料化の検討を行うとともに、現状の粗大ごみ等の処理手数料の見直しや効率的な手数料支払い方法の検討を進めます。

<主な取り組み>

- 一般ごみの有料化の検討
- ごみ処理手数料の見直しの検討
- 電子決済導入の検討

基本方針2 事業系ごみの徹底した4Rの推進

1 啓発・情報発信の推進

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく排出者責任の考えのもと、事業者等と連携した・情報発信を行い、事業者自らの主体的なリサイクルを促進し、事業系ごみの減量を進めます。

<主な取り組み>

- 事業者等と連携した4Rの啓発・情報提供
- 排出事業者向け研修会の開催
- 廃棄物適正処理優良事例の公表等

2 4R活動の促進

古紙などの資源化可能な事業系ごみについて、より一層リサイクルの取り組みを促進し、多量排出事業者をはじめとする排出事業者を対象に事業所への立入指導や啓発等を行います。

<主な取り組み>

- 古紙のリサイクルの推進
- 多量排出事業者への減量指導
- 庁内ごみのリユース・リサイクルの充実

3 分別排出・適正排出の促進

事業系ごみの分別排出・適正排出を促進するため、「事業系一般廃棄物の減量や適正処理に関する手引き」を改訂し、事業者等と連携しながら排出事業者への啓発指導等を行います。

<主な取り組み>

- 事業系一般廃棄物の減量及び適正処理の手引きの改訂
- 適正排出に向けた事業者等との連携
- 排出事業者への立入指導

4 事業系ごみ処理手数料の適正化

事業系ごみ処理手数料については、排出者責任の考え方に基づき、ごみ処理原価に一致したものとなるように、引き続き適正化に向けた検討を進めます。

<主な取り組み>

- 事業系ごみ処理手数料の適正化の検討

基本方針3 持続可能な社会の実現に向けた資源循環推進体制の整備

1 将来を見据えた拠点・体制の整備

稼働休止する第3プラントを含む穂谷川清掃工場の跡地活用にあたっては、地域脱炭素や循環型社会の実現に寄与する新たな拠点の形成をめざします。また、全国的な大規模災害の発生を受け、国の方針や対応事例を踏まえ災害廃棄物処理計画を見直すとともに、DXを活用した収集運搬体制の効率化を推進します。

<主な取り組み>

- 穂谷川清掃工場跡地の新たな拠点形成に必要な機能の検討
- 災害廃棄物処理計画の見直し
- DXを活用した効率的な収集運搬体制の構築

2 まち美化・不法投棄対策の推進

市民の住みよいまちづくりを推進するため、ごみのポイ捨てや不法投棄への対策を進めます。

<主な取り組み>

- ごみのポイ捨て防止啓発
- クリーンリバーの実施
- 不法投棄対策の推進

(4)ごみの適正な処理等に関する基本的事項

1) 収集運搬計画

分別排出ルール徹底による効率的な収集を実施するとともに、リサイクルや中間処理に適した合理的な収集・運搬体制を確立していくこととします。

ごみの分別区分及び収集運搬体制は、次のとおりとしますが、社会情勢の変化や市民ニーズ、超高齢社会に対応したサービスの提供など、必要に応じて見直していくものとします。

表 家庭系及び事業系ごみの分別区分と収集運搬体制

分別区分		収集方式	収集頻度	収集体制
家庭系ごみ	一般ごみ	ステーション	週2回	市又は 民間業者
	空き缶、びん・ガラス類		月2回	
	古紙		月2回	
	ペットボトル・プラスチック製容器包装		週1回	
	粗大ごみなど	戸別収集 (直接搬入)	月1回 (1世帯)	
			随時	
			随時	
			随時	
	使用済小型家電	拠点回収	随時	
	水銀使用廃製品		随時	
事業系ごみ	可燃ごみ	—	—	許可業者
	粗大ごみ	—	—	

2) 中間処理計画

市民や事業者から排出されたごみについては、本市及び広域の中間処理施設で可能な限り資源化・減量化などを行い、最終処分場への負担をできるだけ軽減するものとします。

中間処理の方法は、次の表に示すとおりです。

表 中間処理対象ごみ及び処理方法

分別区分		処理施設	処理方法	二次処理
家庭系ごみ	一般ごみ	焼却施設 (可燃ごみ広域処理施設、 東部清掃工場)	焼却	埋立・資源化
	空き缶、びん・ガラス類	民間施設	選別	資源化
	古紙	民間施設	圧縮梱包	資源化
	ペットボトル・プラスチック製 容器包装	北河内4市 リサイクルプラザ	選別・ 圧縮梱包	資源化
	粗大ごみなど	粗大ごみ処理施設 (東部清掃工場)	破碎・ 選別	焼却・埋立・ 資源化
	動物の死体	焼却施設 (穂谷川清掃工場)	焼却	埋立
事業系ごみ	使用済小型家電	民間施設	選別	資源化
	水銀使用廃製品	民間施設	選別	資源化
	可燃ごみ	焼却施設 (東部清掃工場)	焼却	埋立・資源化
	粗大ごみ	粗大ごみ処理施設 (東部清掃工場)	破碎・ 選別	焼却・埋立・ 資源化

3) 最終処分計画

ごみの排出抑制・再資源化及び中間処理での減量化・減容化などにより最終処分量を削減し、最終処分場への負担軽減を図ります。

表 埋立対象物及び最終処分方法

埋立対象物	最終処分場
破碎選別残渣	大阪湾広域臨海 環境整備センター
焼却残渣	

(5)広域連携の推進

本市における広域連携は、ごみの焼却処分については、京田辺市と広域処理を進めることとし、平成26年12月に両市の間で基本合意を行い、平成28年5月に枚方京田辺環境施設組合を設立し、令和8年3月31日に施設が竣工しています。

ペットボトル・プラスチック製容器包装の処理については、平成16年に寝屋川市、四條畷市及び交野市とともに、共同してペットボトル・プラスチック製容器包装のリサイクル事業を行うため北河内4市リサイクル施設組合を設立し、平成19年12月に北河内4市リサイクルプラザを完成させて、翌年2月から広域処理を行っています。

また、緊急時などにおけるごみ処理の相互協力については、平成20年2月に、本市、寝屋川市、四條畷市、交野市及び四條畷市交野市清掃施設組合が「一般廃棄物の処理に係る相互支援協定」を締結し、これにより、災害時だけでなく、施設の故障時や事故、改修などで処理能力が低下した際、協定市などが協力し円滑なごみ処理を可能としました。さらに、この体制の広域化を図るため、北河内地域広域行政推進協議会が提案し、平成20年3月には、東大阪ブロック(守口市・枚方市・寝屋川市・大東市・門真市・東大阪市・四條畷市・交野市・東大阪都市清掃施設組合・四條畷市交野市清掃施設組合・北河内4市リサイクル施設組合)で協定を締結しています。その後、京田辺市及び高槻市、奈良市との間でも、同様の協定を締結しています。

今後も近隣自治体との相互連携を図りながら、安全で安定的なごみの処理体制を確保していきます。

第3部 食品ロス編(食品ロス削減推進計画)

1.計画の基本的事項

(1)計画策定の背景

2015年(平成27年)に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」では、目標12「つくる責任 つかう責任」において2030年(令和12年)までの食品廃棄の半減が掲げられており、食品ロスの削減は国際社会共通の重要課題として位置づけられています。

こうした背景のもと、2019年(令和元年)10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下「食品ロス削減推進法」という。)が施行され、同法第13条第1項では、市町村に対し、国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」及び都道府県食品ロス削減推進計画を勘案し、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画(以下「市町村食品ロス削減推進計画」という。)を定めるよう努めることが求められています。

また、本市では、2024年(令和6年)3月に「第4次枚方市食育推進計画」を策定し、健康づくり施策と一体的に食育施策を推進する取り組みを行っています。食品ロスの削減は、ごみの発生抑制や減量化という直接的な効果はもとより、食育の推進に大きく関係する重要な施策の一つです。「もったいない」という日本の伝統的な価値観を再認識し、食べ物への感謝の心を育むことは、豊かな市民生活と持続可能なまちづくりの実現にもつながります。

本計画は、食品ロス削減推進法に基づく食品ロス削減推進計画と位置付け、本市の食育推進計画と整合を図りながら、食品ロス削減を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

(2) 食品ロスをめぐる現状と課題

1) 食品ロスとは

「食品ロス」とは本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品のことで、生産、製造、販売、消費等の各段階において発生しています。本計画においては、料理の食材として又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずに、その全部又は一部が手を付けられずに廃棄された直接廃棄と調理され又は生のまま食卓にのぼったものの食べ残されて捨てられた食べ残しを対象としています。

2) 国内の法整備と政策

我が国においても、食品ロス削減に向けた動きが加速しています。2019年(令和元年)10月に施行された食品ロス削減推進法は、この問題に対する国民的な取り組みの法的基盤をなすものです。同法に基づき策定された国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、2030年度(令和12年度)までに事業系食品ロスを2000年度(平成12年度)比で60%削減、家庭系食品ロスを2000年度(平成12年度)比で50%削減するという目標の他、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を、2030年度(令和12年度)に80%以上にする具体的な数値目標が設定されています。この目標達成のため、国、地方公共団体、事業者、消費者がそれぞれの役割を果たし、連携して国民運動として削減を推進する体制が求められています。

3) 食品ロスの排出量

本市における2024年度(令和6年度)の食品ロス(直接廃棄、食べ残し)の排出量は、家庭系は6,612トン、事業系は2,934トンと推計されます。

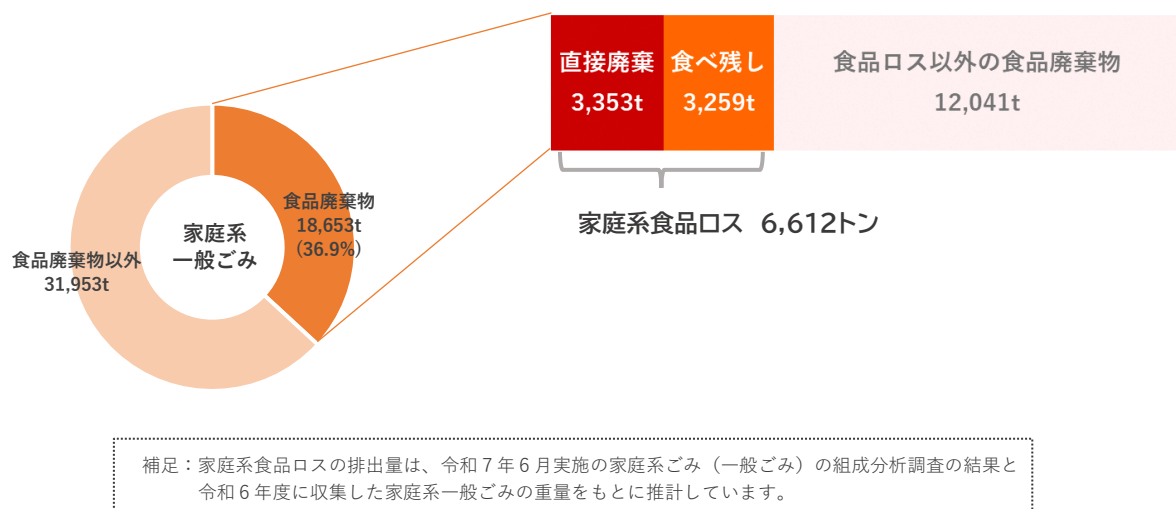
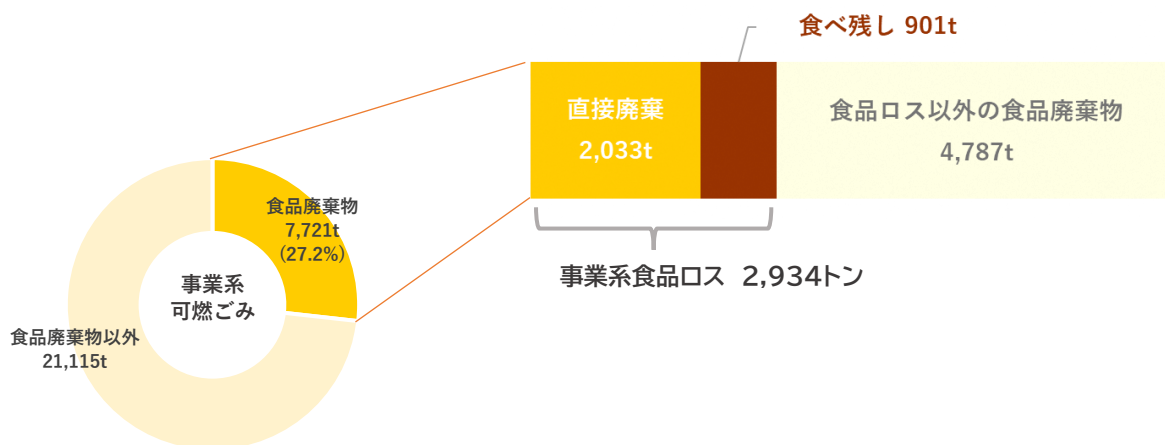


図 2024年度(令和6年度)の家庭系食品ロス発生量



補足：事業系食品ロスの排出量は、令和7年6月実施の事業系ごみ（可燃ごみ）の組成分析調査の結果と令和6年度に市に搬入された事業系可燃ごみの重量をもとに推計しています。

図 2024年度(令和6年度)の事業系食品ロス発生量

2. 食品ロス削減推進計画の目標設定

(1)本市における計画目標設定の基本的な考え方

本計画の目標は、国の方針を踏まえて、「家庭系食品ロスの発生量」、「事業系食品ロスの発生量」、「食品ロス削減に取り組む市民の割合」の3つの項目を設定します。

家庭系食品ロスの発生量は、国の方針に沿って、2000(平成12)年度比で2030(令和12)年度に50%削減を目指します。さらに、計画最終目標年度である2035(令和17)年度まで引き続き削減を推進します。

事業系食品ロスの発生量は、国の方針に沿って、2000(平成12)年度比で2030(令和12)年度に60%削減を目指します。さらに、計画最終目標年度である2035(令和17)年度まで引き続き削減を推進します。

食品ロス削減に取り組む市民の割合は、国の方針を参考にしつつ、さらに高い目標設定とします。

表 本計画における削減目標の考え方

項 目	国の目標	本市における目標
家庭系食品ロスの発生量	2000年度(平成12年度)比で2030年度(令和12年度)までに50%削減	2000年度(平成12年度)比で2030年度(令和12年度)までに50%削減し、さらに、2035年度(令和17年度)まで削減を進める。
事業系食品ロスの発生量	2000年度(平成12年度)比で2030年度(令和12年度)までに60%削減	2000年度(平成12年度)比で2030年度(令和12年度)までに60%削減し、さらに、2035年度(令和17年度)まで削減を進める。
食品ロス削減に取り組む市民の割合	2030年度(令和12年度)までに80%	国の方針を参考にしつつ、さらに高い目標達成を目指す。

(2)家庭系・事業系食品ロスの発生量の目標

本市における家庭系・事業系食品ロスの発生量の目標数値は表のとおりです。

表 本計画における食品ロス削減目標値

	2000 年度 (平成12年度)	2030 年度 (令和12年度)	2035 年度 (令和17年度)
家庭系食品ロス発生量	11,848t	5,924t	5,349t
2000 年度(平成 12 年度)比	—	(50%削減)	(54.9%削減)
事業系食品ロス発生量	6,798t	2,719t	2,540t
2000 年度(平成 12 年度)比	—	(60%削減)	(62.6%削減)

※2000年度(平成12年度)の食品ロス発生量については、「大阪府食品ロス削減推進計画」の食品ロス量及び環境省一般廃棄物処理実態調査結果を基に市内食品ロス量を算出しています。

(3)本市における食品ロス削減に取り組む市民の割合の目標

「食品ロス削減に取り組む市民の割合」に関する計画目標は表のとおりです。

表 本計画における食品ロス削減に取り組む市民の割合の目標値

	2022 年度 (令和4年度) 実績	2035 年度 (令和17年度) 目標年度
食品ロス削減に取り組む市民の割合	76.6%	85%

※食品ロス削減に取り組む市民の割合の目標は、第4次枚方市食育推進計画との整合を図るため、令和4年度(2022年度)に実施された「枚方市「食」に関する市民意識調査」において、食品ロスを削減するために3項目以上の取り組みを行っていると回答した市民の割合を元に設定しています。

3.基本方針と目標達成に向けた施策等

(1)基本方針

本計画における基本方針は次のとおりとします。

基本方針1 市民の食品ロス削減に向けた取り組みの推進

環境教育・環境学習や食育を通じた食品ロスに関する学習機会の創出や情報発信を充実させ、食べ物を無駄にすることは「もったいない」ということの意識の定着を図り、日々の生活の中で食品ロス削減に向けた行動が実践できるように、一人ひとりの意識の醸成に取り組めます。

基本方針2 事業者の食品ロス削減に向けた取り組みの推進

事業者が自発的に食品ロスの削減や食品廃棄物のリサイクルに取り組むことができるよう、食品ロスの問題や削減の必要性について理解を深めるための啓発・情報発信を行うとともに、食品ロス削減事例を周知するなど、事業者の食品ロス削減の取り組みを促進します。

基本方針3 市民・事業者等と連携した取り組みの推進

食品ロスは市民、事業者のそれぞれの行動が相互に影響を及ぼしており、各主体による食品ロス削減の取り組みを促進するとともに、連携・協力しながら情報共有・情報発信を図り、食品ロス削減に向けた取り組みを進めます。

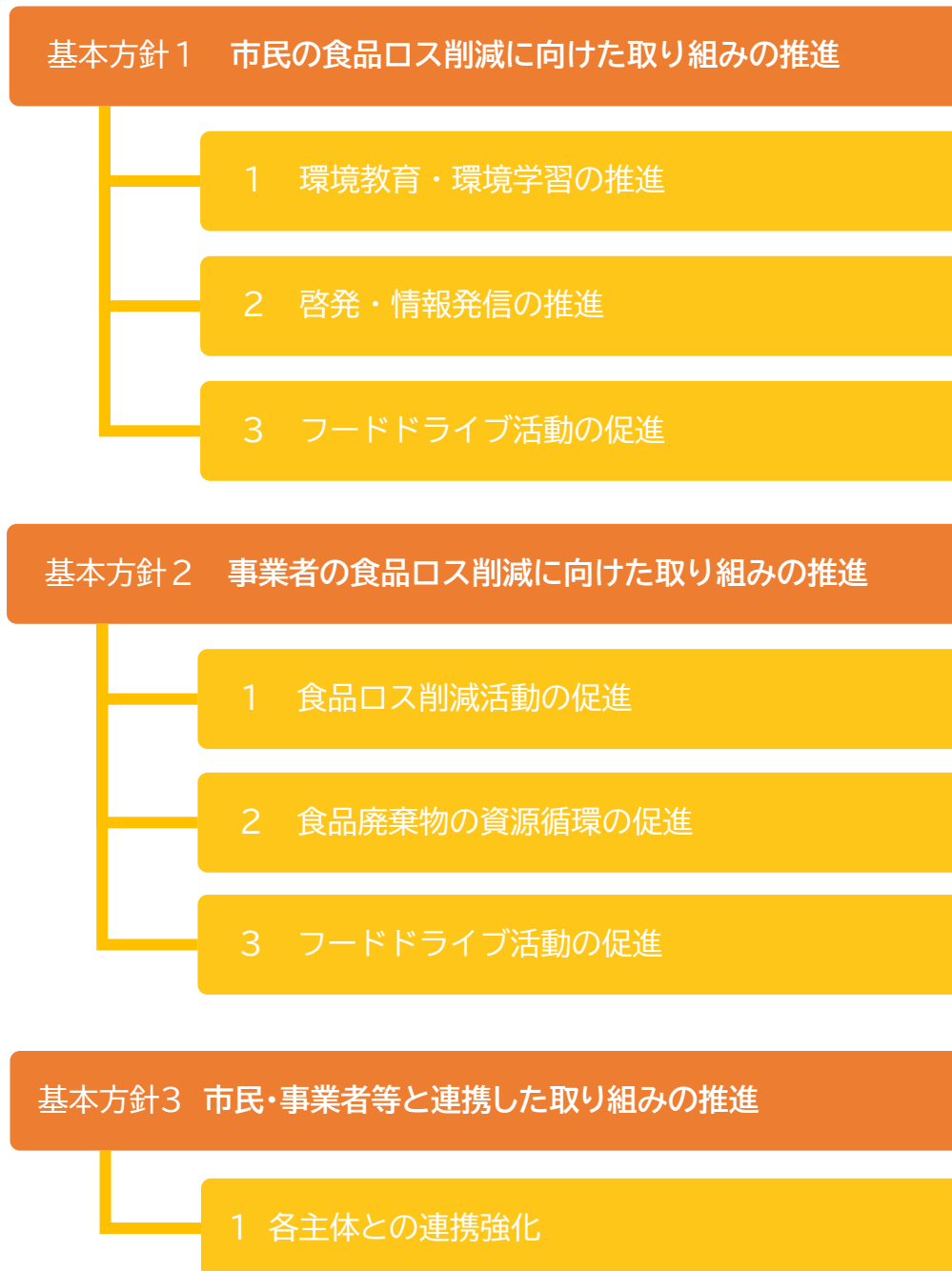
また、本計画においては、SDGsが示す17のゴールのうち、次の6つを主な目標としてSDGs達成に向けた取組を推進していきます。



(2) 具体的な施策

1) 施策の体系

基本方針に基づき、本市の施策を体系的に整理すると以下のとおりです。



2) 目標達成のための施策

基本方針1 市民の食品ロス削減に向けた取り組みの推進

1 環境教育・環境学習の推進

市民一人ひとりが食品ロスを自分事として捉え、削減に向けた行動ができるよう、環境教育・環境学習を推進し、食品ロスや食育に対する理解を通じて「もったいない」という食を大切にする心を育むなど、食品ロスを学ぶ機会の充実を図ります。

<主な取り組み>

- 環境教育・環境学習の推進
- セミナーやイベント等の実施
- 食品ロス学習教材の活用などによる学ぶ機会の充実

2 啓発・情報発信の推進

市民が日常的に食品ロス削減に取り組めるよう、「食べのこサンデー」運動や食育との連携、わかりやすい情報提供を行うなど、積極的に学習機会の創出や情報発信に取り組めます。

<主な取り組み>

- 市ホームページ特設サイトの設置
- 市 SNS やさんあ〜るアプリなどによる情報発信
- 「食べのこサンデー」運動の推進

3 フードドライブ活動の促進

家庭で食べきれない食品を回収し、子ども食堂や生活困窮者などに届けるフードドライブについて、周知を図るとともに、家庭において災害時備蓄食料として保管している賞味期限が近づいた食品の寄附を呼びかけなど、フードドライブへの活用を促進します。

<主な取り組み>

- フードドライブの周知
- 災害時備蓄食料の寄附の促進

基本方針2 事業者の食品ロス削減に向けた取り組みの推進

1 食品ロス削減活動の促進

飲食店や小売店などにおける、食べきりや持ち帰り、メニューの工夫、てまえどりなどの取り組みの啓発・情報発信を強化し、事業者による主体的な食品ロス削減に向けた取り組みを促進します。

<主な取り組み>

- 食品ロス削減啓発リーフレット等の作成
- 食べ残しの持ち帰りの促進
- 小盛メニューの提供の促進

2 食品廃棄物の資源循環の促進

食品関連事業者向けに食品廃棄物の発生抑制やリサイクルに関する情報、取り組み事例などを積極的に周知し、食品廃棄物の減量化を促進します。

<主な取り組み>

- 食品廃棄物に関する情報発信
- 食品関連事業者による食品リサイクルの促進

3 フードバンク活動の促進

未利用食品や災害時備蓄食料として保管している賞味期限が近づいた食品のフードバンクへの寄附や事業者による自主的なフードドライブ活動の促進を図り、未利用食品の有効活用を進めます。

<主な取り組み>

- フードバンクへの寄附の促進
- 事業者による自主的なフードドライブ活動の促進
- 災害時備蓄食料の寄附の促進

基本方針3 市民・事業者等と連携した取り組みの推進

1 各主体との連携強化

市民、事業者、市内大学と連携したイベント等を実施するとともに、国や大阪府、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会などと連携し、食品ロス削減に向けた取り組みを進めます。

<主な取り組み>

- 市内大学等との連携した学習機会の創出や情報発信
- 環境省、消費者庁等のキャンペーンへの協力
- 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への参画

第4部 生活排水編(生活排水処理基本計画)

1. 計画の基本的事項

(1)計画策定の背景

生活排水処理施設の整備は、衛生的で快適な生活環境を確保するだけでなく、河川水質や身近な水路水質の改善にも効果があります。大阪府においても「2030大阪府環境総合計画」の2030年の実現すべき姿として「澄んだ川」や「豊かな海」があり、「良好で安心して暮らせる生活環境が確保されていること」が掲げられています。本市においても、公衆衛生の向上や河川等の水質の改善を図るため、公共下水道や合併浄化槽の普及促進を進めていく必要があります。

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活排水処理基本計画と位置付け、枚方市下水道整備基本計画等と整合を図りながら、生活排水処理を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

(2)生活排水処理の概要と処理主体

現在、本市は生活排水(し尿、生活雑排水)を公共下水道、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で処理しています。汲み取り(未処理)世帯のし尿や浄化槽汚泥は、希釈放流センターに搬入し、希釈処理後、大阪府の終末処理施設へ放流しています。

単独処理浄化槽と汲み取り(未処理)世帯は、生活雑排水を未処理のまま河川に排水している状況にあります。

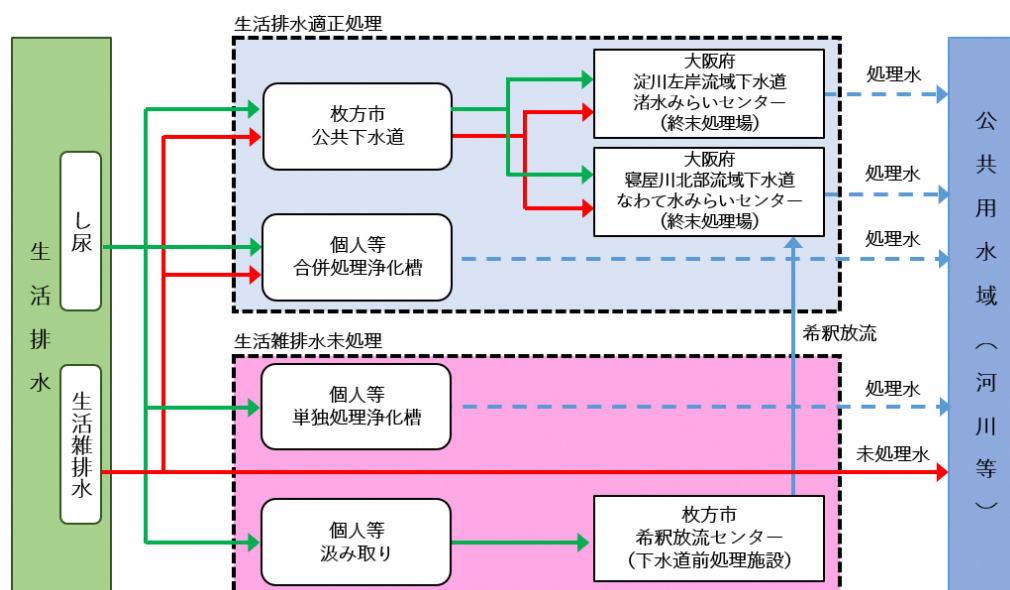


図 生活排水処理の概要(イメージ図)

(3)生活排水処理の現状

1) 生活排水の処理形態別人口

本市の過去5年間にける生活排水処理形態別人口の推移を示します。

単独処理浄化槽人口及び汲み取りし尿収集人口は減少しており、合併処理浄化槽人口及び公共下水道人口が増加しています。

生活排水適正処理率(=水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口)は増加しており、令和6年度において99.2%(令和2年度比:0.8ポイント向上)となりました。

表 生活排水の処理形態別人口内訳(各年度末) (単位:人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画処理区域内人口	398,187	396,215	395,300	393,047	391,573
水洗化・生活排水処理人口	391,722	390,609	390,561	388,979	388,585
コミュニティ・プラント	—	—	—	—	—
合併処理浄化槽	14,633	13,998	13,529	13,306	12,767
(うち国交付金設置)	(24)	(11)	(11)	(11)	(11)
公共下水道	377,089	376,611	377,032	375,673	375,818
農業集落排水施設	—	—	—	—	—
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	4,802	4,046	3,275	2,778	1,792
非水洗化人口(汲み取り)	1,663	1,560	1,464	1,290	1,196
生活排水処理計画区域外人口	0	0	0	0	0
生活排水適正処理率	98.4%	98.6%	98.8%	99.0%	99.2%

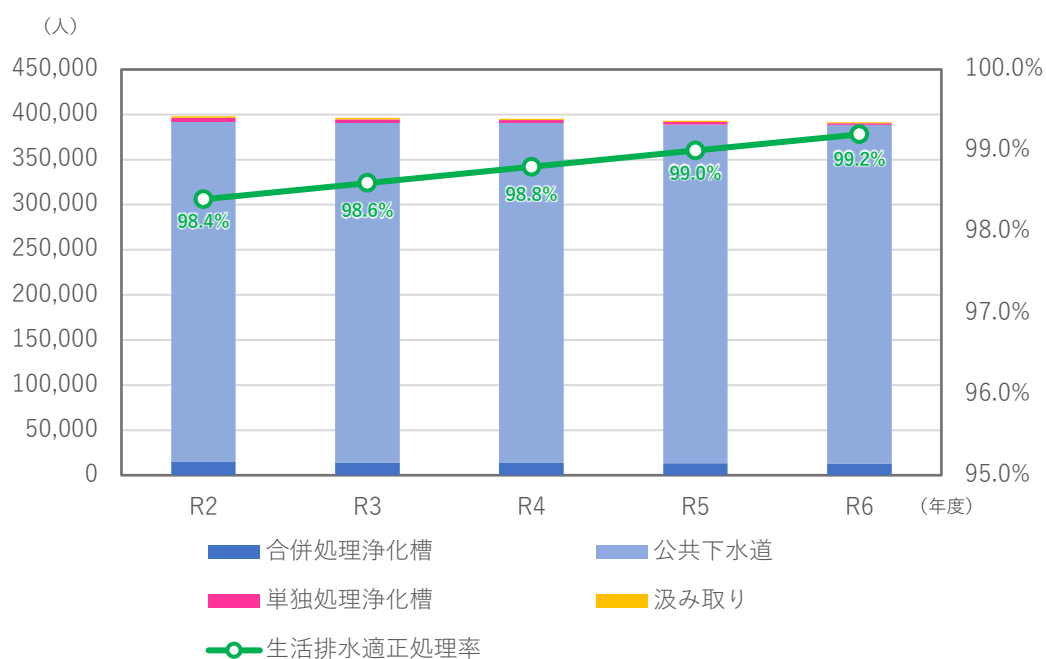


図 生活排水の処理形態別人口の推移

2) し尿及び浄化槽汚泥等

① 収集・運搬体制

家庭系し尿の収集・運搬は本市が、事業系し尿と浄化槽汚泥等の収集・運搬は本市が許可する8業者が行っています。

表 し尿等の収集・運搬体制

		収集・運搬体制
し尿	家庭系	市
	事業系	許可業者
浄化槽汚泥等		許可業者

② 収集・運搬体制

運搬されたし尿及び浄化槽汚泥等は、希釈放流センターに搬入されます。搬入量は表に示すとおりです。

表 し尿等の収集量及び搬入量の推移(各年度末) (単位:kL)

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
し尿	家庭系	1,557	1,434	1,298	1,223	1,139
	事業系	863	717	747	668	791
	合計	2,420	2,151	2,045	1,891	1,930
浄化槽汚泥等		11,005	10,290	9,348	8,750	8,379
合計		13,425	12,441	11,393	10,641	10,309

③ 処理

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥等の処理は、平成5年度から枚方市立淀川衛生工場にて行ってきましたが、平成29年度以降は、同工場を希釈放流センターへ改造し、処理方式を「生物処理方式」から「希釈放流方式」へ変更しています。

「希釈放流方式」とは、搬入されたし尿及び浄化槽汚泥等からごみなどを除去した汚水を、地下水を用いて希釈した後に、公共下水道に放流し、最終的には週末処理場(大阪府)で処理を行う方式です。

3) 前計画における目標達成状況

前計画における「生活排水適正処理率」の目標達成状況について、次に示します。令和7年度の生活排水処理適正処理率の目標数値は98.6%で、令和6年度の実績値が上回っていることから、目標を達成する見込みです。

表 生活排水処理適正処理率の推移

生活排水適正処理率	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値	98.4%	98.6%	98.8%	99.0%	99.2%

(4)生活排水処理の課題

1) 公共下水道の整備

- 下水道事業計画に基づき公共下水道の整備を進めるとともに、老朽化した管渠などの適切な維持管理を行う必要があります。
- 公共下水道が整備された区域では、下水道法及び枚方市下水道条例において、供用開始後3年以内に家庭から出る生活排水を公共下水道に接続する義務があるため、早期に公共下水道へ接続するよう促す必要があります。
- 市内に点在する未承諾地区や整備困難地区の解消を進めていく必要があります。

2) し尿及び浄化槽汚泥等の処理

- し尿の汲み取り世帯が市内に点在化しており、収集運搬効率が低下しています。
- 希釈放流センターについては、「希釈放流センター老朽化対策計画」に基づく老朽化対策工事が令和7年度に完了となりますが、今後も設備の定期点検やメンテナンスを行いながら適正に維持管理する必要があります。

3) 浄化槽の適正な維持管理

- 浄化槽は定期的な維持管理を怠ると水質汚濁や悪臭の原因となる場合があるため、浄化槽の管理者に対して、浄化槽法に基づく、保守点検や清掃・法定検査が適正に行われるよう啓発及び指導を行う必要があります。

4) 市民に対する広報・啓発活動及び環境学習の推進

- 公共下水道整備計画区域外においては、汲み取りや単独処理浄化槽で処理を行っている市民・事業者に対し、生活雑排水の処理も行うことができる合併処理浄化槽の周知を図る必要があります。
- 生活排水対策の重要性について、広報誌やホームページ、イベントなどで啓発を行う必要があります。

5) 災害時の対応

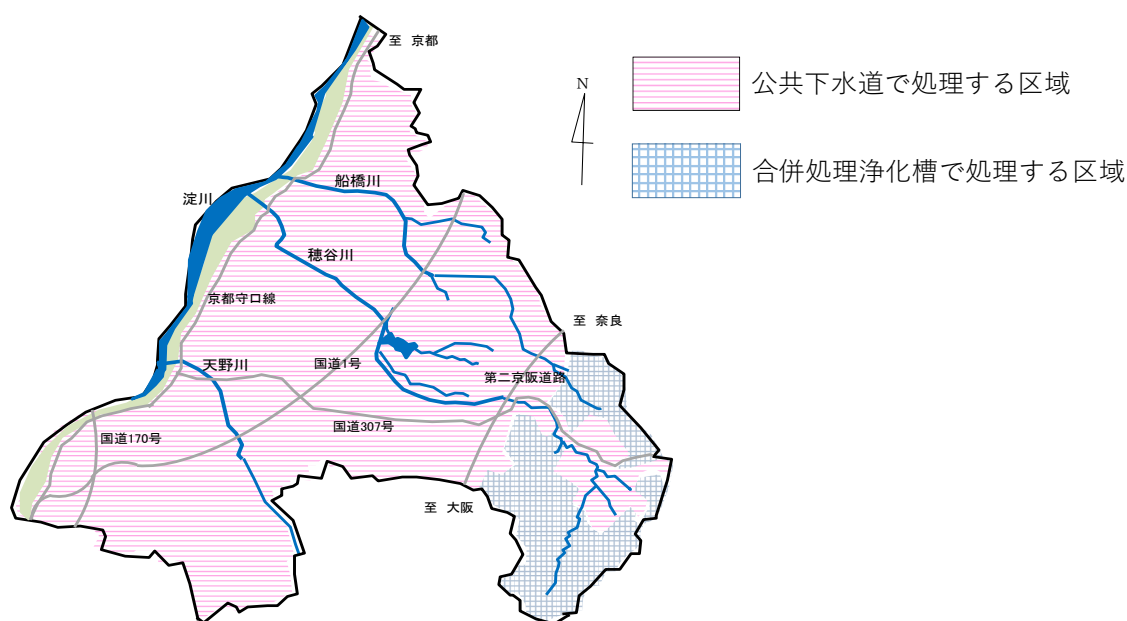
- 地震・風水害等の災害発生時には、被災後の生活環境の悪化に対処するため、し尿等を迅速かつ適切に処理する必要があります。

2. 生活排水処理の基本方針と目標

(1) 基本方針

本市の生活排水処理について次の基本方針を定めます。

- 公共下水道整備計画区域内において、生活排水の処理は公共下水道により行います。
- 公共下水道整備計画区域外において、生活排水の処理は合併処理浄化槽を中心に行います。
- 公共下水道の老朽化した管渠などの適切な維持管理を計画的に行うとともに、浄化槽の維持管理が適正に実施されるよう指導・啓発に取り組みます。



生活排水処理計画区域の内、東部区域は主に山林であり、住居が連坦していないため「合併処理浄化槽で処理する区域」とし、それ以外については「公共下水道で処理する区域」とします。

また、本計画においては、SDGsが示す17のゴールのうち、次の4つを主な目標としてSDGs達成に向けた取り組みを推進していきます。



(2)計画の目標

1) 生活排水の処理の目標

① 生活排水適正処理率

将来的には生活排水適正処理率を100%目指し、これまでの生活排水処理形態別人口の推移を踏まえ、計画目標を次のとおり定めます。

令和 17 年度における処理の目標

生活排水適正処理率 99.6%

② 生活排水の処理形態別内訳

目標年次である令和17年度の処理形態別内訳を、表に示します。

表 生活排水の処理形態別内訳表

		R12年度 (中間目標年度)	R17年度 (最終目標年度)
計画処理区域内人口		382,757	369,658
	水洗化・生活雑排水処理人口	380,864	368,363
	コミュニティ・プラント	—	—
	合併処理浄化槽	11,305	10,825
	(うち国交付金設置)	(11)	(10)
	公共下水道	369,559	357,538
	農業集落排水施設	—	—
	水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,164	813
	非水洗化人口(汲み取り)	729	482
生活排水処理計画区域外人口		0	0
生活排水適正処理率		99.5%	99.6%

3. 目標達成に向けた施策等

(1) 基本計画の実現に向けた施策

1) 公共下水道の整備

- 公共下水道の老朽化対策を進め、計画的な維持・修繕及び改築を行い、適切な維持管理を図ります。
- 災害に強く持続可能な下水道システムの構築に向けて、施設の重要度に応じた耐震化を進めます。
- 下水道事業計画に基づき公共下水道の整備を行い、整備が困難な地域についても公共下水道の普及促進を図ります。
- 公共下水道が整備された区域の家屋所有者に対して、供用開始前に通知するとともに、水洗化義務期限(供用開始日より3年間)に至るまで、定期的に接続依頼文を送付し、未接続家屋の解消に努めます。
- 水洗化義務期限を超えた未接続家屋については個別指導及び勧告文書を送付することにより、水洗化指導を行います。

2) し尿及び浄化槽汚泥等の処理

- 本市が行う収集業務については、今後の適正な生活排水処理の進捗や災害時の対応を視野に入れた、より効率的で効果的な収集体制に努めます。
- 公共下水道整備区域内における未接続世帯の点在化により、収集効率が低下していることから、公共下水道への接続啓発を行い、点在化の縮減に努めます。
- 希釈放流センターの稼働に支障を来す油分を多く含む浄化槽汚泥等については、現地確認の際に適正な処理方法の指導を行います。

3) 浄化槽の適正な維持管理

- 浄化槽の管理者に対し、浄化槽法に基づく保守点検や清掃・法定検査の啓発及び指導を推進します。
- 公設浄化槽については、本市が適正な維持管理を行います。

4) 市民に対する広報・啓発活動及び環境学習の推進

- 公共下水道が整備された区域においては、供用開始日から3年以内での公共下水道への接続について、広報誌やホームページにより周知し、水洗化を促進します。
- 公共下水道整備計画区域外においては、生活排水の処理も行うことができる合併浄化槽の周知や、調理くず・廃油を流さないなど、各家庭で取り組むことができる生活排水対策の周知を行います。
- 広報誌・ホームページ等により本市の河川の水質状況を紹介するなどの情報発信を行うとともに、や各種イベント等を通じ、生活排水対策の重要性について環境学習を推進します。

5) 災害時の対応

- 枚方市地域防災計画に基づき、下水道関連施設や避難所の状況に応じて、仮設トイレを設置するとともに、大阪府に対し、「災害および感染症発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関する協定書」に基づく支援を要請し、汲み取りを実施します。
- し尿の処理については、処理施設の状況を踏まえ、「し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定書」に基づき対応します。